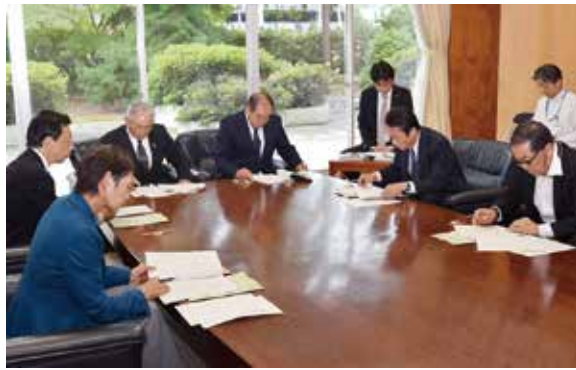


11月県議会 一般質問

令和元年
12月3日

◎台風第19号に関する質問を行う議員が多かったため、今回は残念ながら質問を行うことができませんでしたが、これまでの4年間は全ての議会定例会で計16回の一般質問を行い、累積質問時間は全議員の中で最長でした。今回は、同じ会派の議員の主な質疑の内容をお知らせします。



県議会台風第19号対策連絡本部設置

台風第19号に関する質疑

河川の防災対策について

Q: 河川の流量の確保のために、土砂が堆積している中州の改善をどうするのか?
A: 計画断面を超えて堆積している中州は、土砂を排除する。
Q: 土砂の浚渫(しゅんせつ)が有効であるが、今後の対応は?
A: 国土強靱化3か年緊急対策として県内134河川で浚渫を実施するが、今後も予算の確保を国へ要望する。

千曲川の国による一元管理整備について

Q: 県と国の管理箇所が混在するが、全区間を国の管理とすべきではないか?
A: 国による一元管理が望ましく、国に要望していく。
Q: 千曲川以外で、県と国の管理が混在する県内の河川も、全区間を国の管理とすべきではないか?
A: 天竜川などが混在しているが、一元管理を国に要望する。

るが、全区間を国の管理とすべきではないか?
A: 国による一元管理が望ましく、国に要望していく。

災害に強い県土づくりについて

Q: 防災・減災、国土強靱化のために、今後どのように取り組んで行くのか?
A: 伊那市では、昭和36年に伊那谷を襲った「36災」の時より今回の雨量の方が多かったが、被害は当時より少なかった。これにより、ダムなどのハード対策の効果が大きかったことが分かった。こうしたことも踏まえて、対策のための予算を確保する必要がある。
Q: 国土強靱化対策は平成30年度から令和2年度までの3か年の事業であるが、令和3年度以降の見込みは?
A: 3か年の期間では対策が十分ではなく、期間の延伸が必要である。国に対して期間の延伸と制度の拡充を求めていく。

浸水想定区域図について

Q: 県内の一級河川に係る浸水想定区域図の作成状況と今後の見込みは?
A: 洪水発生確率千分の1程度の区域図は25河川で公表済み、残る9河川については今年度中に公表する。
Q: 区域図を未作成の河川については、どう対応するのか?
A: 流域に保全対象の施設がある場合には、作成について検討したい。

産業復興について

Q: 台風による産業面での損失額は? 復興対策としての「グループ補助金」の利用可能団体は?
A: 約770億円の損失。グループ補助金は、100グループで800事業者が利用する予定。
Q: 被災農業者に対する支援策は?
A: まずは農地に堆積したごみや土の排除を支援する。



県議会河川現地調査(千曲川・岡田川合流点)



県議会被災地現地調査(長野市穂保の農産物直売所)

その上で、果樹の植え替えや農業機械の買い替えなどに支援を行う。
Q: 水田や農業用水路等の被害は甚大であるが、支援策は?
A: 県下41市町村で2500箇所施設が被害を受けた。激甚災害に指定されているので、復旧費用の96%から98%程度の補助を受けられる。

建設産業の育成について

Q: 県土の強靱化を支える建設産業が、今後持続的に発展できるようにするための県の取組は?
A: 地域の守り手としての建設産業の担う役割は重要であり、将来にわたり持続的に発展できるように取り組んで行く。

防災教育の推進について

Q: 防災教育の更なる推進が求められるが、どう対応していくのか?
A: 東日本大震災を契機に平成25年に防災の手引きを作成し、地域の水害の歴史を学んでいる。今回の被害を受けて手引きを改訂し、更に学習を充実する。

中長期財政見通しについて

Q: 今回の災害を踏まえて、長期的な視点に立って財政運営を行うべきではないか?
A: 今回の災害に関する財政需要に加えて、今後高校再編に伴う施設整備などに財政負担が生じるので、計画的な財政運営に努める。

県ホームページに台風第19号への対応が掲載されています。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/2019typhoon19.html>

11月議会 総務委員会

令和2年2月議会定例会に知事から提案される予定の「公文書管理条例」に関して質問。

公文書の保存期間について

- ・国会では、「1年未満」の保存期間に関して議論されている。
- ・国のガイドラインでは、「事務事業の検証に必要な文書」は「1年以上の保存期間」としている。
- ・「1年未満」とすることができる文書は、日常的な業務連絡などの軽微な文書に限定されている。
- ・つまり、ほとんどの文書は「1年以上」の保存期間としなければならない。
- ・従って、長野県においてもほとんどの文書は、保存期間を「1年以上」にすべきと考える。

Q: 保存期間「1年未満」とする文書は限定すべきでは?

A: 「1年未満」の文書は「軽微なもの」に限定し、県として対象文書を類型化するなどして統一的な扱いをする。

電子システムの利用について

- ・「公文書管理条例の骨子概要」によると、「公文書は原則として電子情報システムに登録しなければならない」とされている。
- ・この場合、「原則」によらない文書の扱いが問題である。職員の恣意的な判断により、登録が必要でありながら登録しないことがあってはならない。

Q: 県として統一的な扱いをするために、具体的にどう対応するのか?

A: 登録しない文書を類型化して扱いを統一するなど、恣意的に処理することのないようにする。



酒井茂ブログ随時更新中!

公式サイト: <https://shigeru-sakai.com/>

みなさまのご提言やご要望をお寄せください。

酒井茂 検索

酒井茂事務所

〒399-4432 伊那市東春近原新田8243
TEL/FAX.0265-73-5606
E-mail: info@shigeru-sakai.com



携帯サイトへ簡単アクセス